



Title	パウロ「ローマ書」における啓示言語
Author(s)	千葉, 恵
Citation	基督教學, 50, 41-50
Issue Date	2015-09-01
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62361
Type	journal article
File Information	03 chiba.pdf



パウロ「ローマ書」における 啓示言語

千 葉 恵

パウロ「ローマ書」における神学的教説「信仰義認論」の典拠とされる三・二一―三二の私訳を挙げ、自らの解釈を提示する。私はいかなる聖書的、神学的解釈もその枠の中で遂行されねばならない言語上の特徴を意味論的分析により摘出した。パウロは「ローマ書」においてA神の前の義人、B神の前の罪人、C人の前の生身の人間これら三種類の人間を提示している。神の義はそれぞれ独立にA「イエス・キリストの信」を介した福音としてそしてBモーセ律法を介した業の律法として啓示されているが、パウロはそこに神の前の人間現実つまり神によりA義人ないしB罪人と見做される者は誰かを一般的に知らしめる相互に独立した言語網を構成している

(Rom.1:17, 1:18, 3:21)。

啓示言語の特徴は神の意志がわれら個々人には啓示A Bの媒介者・物たちほどには明確には啓示されておらず、神の前の義人と罪人は個人ではなく一般的に神にそう看做されている者を指示することである。それ故にパウロは「汝が〔C〕汝自身の側で持つ信を〔A〕神の前で持つ」(十四:一二)と、啓示されたA神の前の義人をC自らの責任ある自由において自らのものと信じるよう命じる。人が自らの側で持つ信はどこまでも実質的である。かくして「汝らの肉の弱さの故にわれ人間的なことを語る」(六:十九)というローマ人への語りかけに象徴されるように、パウロは神の前の現実を認識しがたい自然的な生身の人間の肉の弱さに譲歩して、相反の可能存在としてC人間中心的な言語網を構成する(CⅡ神の前のA「義」およびB「罪」双方であることの「奴隸」でありうる可能存在(六:二〇))。

一 「イエス・キリストの信」をめぐる福音の言語(A)
パウロは三章においてB業の律法の下にある罪人の認

識の提示に続き、A福音即ち神の義のもう一つの啓示の言語網を展開する(三・二二―二六)。続いて、C人間中心的な次元においてパウロは「われら」のことがらとして信仰義認を承認する(三・二七―三一)。

三しかし、今や、律法を離れて神の義は明らかにされてしまっている、それは律法と預言者たちにより証言されているものであるが、^{二三}神の義はイエス・キリストの信を介し信じるすべての者に明らかにされてしまっている。というのも、「神の義とその啓示の媒介であるイエス・キリストの信の」分離はあらぬからである。^{二四}その理由は、あらゆる者は罪を犯したそして神の栄光の背後におり、^{二五}キリスト・イエスにおける贖いを通じてご自身の恩恵により贈りものとして義を受け取る者たちなのであって、^{二六}その彼を神は、それ以前に生じた諸々の罪の神の忍耐における見逃し故に、イエスの信に基づく者を義とすることによって、もまたご自身が義であることへと至る今という好機において、ご自身の義の知らしめに帰結するその信を媒

介にして、彼自身の血における現臨の座としてご自身の義の知らしめに向けて差し出したからである。

二七かくして、どこに誇りはあるか、閉めだされた。どのような律法を介してか、業のか、そうではなく、信の律法を介してである。^{二八}それゆえ、人間は業の律法を離れて信によって義とされるということを、われらは認める。^{二九}それとも神はユダヤ人だけのものであるのか。そうではなく異邦人のものであるのか。そのとおり、異邦人のものである、^{三〇}いやしくも神はひとりであり「業の律法ではなく」信に基づく割礼者を、そしてその「イエス・キリストの」信を介して無割礼者をも義とするであらうなら。^{三一}それでは、われらはその「イエス・キリストの」信を介して律法を無効にするのか。断じて然からず。むしろわれらは律法を確認する。

ここでパウロは啓示された「イエス・キリストの信」に眼差しを注ぎ、彼を媒介して神の前での神の義と義人についての神の認識、判断、行為を「神の義は明らかにさ

れてしまっている」と現在完了形において報告している。神の義のこの第二論証においてパウロは三人称を用い一つの整合的な言語網の析出を許す仕方で言葉を紡いでいる。そこでは個々人の持つ心的状態としての信仰はイエスを除いては直接には考慮されずに、常に神に「信じるすべての者」(三:一二)そして「イエスの信に基づく者」(三:二六)と看做される者が啓示の差し向け手であり、義を受け取っている者である。啓示者、その媒介者、啓示内容、目的そして差し向け手をめぐる言語網(A)においてはその語や文が伝達する神の意志、判断、行為は誰であれ、信じる者も信じない者も、理性に即して少なくともその意味を理解しうるものとして展開されている。「ローマ書」における啓示の報告の大きな特徴は、神がその啓示の差し向け手たちに聖霊を媒介にせず直接自らの認識や判断を知らしめていることである。聖霊の媒介が見られないことが語「啓示」が用いられる言語網の特徴である(1:18-31, 1:17+3:21-26, cf. 1Cor.2:10, cf. Gal. 1:16「私に」)。個々人の特定は問題にされず、神により「信じる者」と看做されている者たちが指示されている。

一方、「われら」が主語となる場合には、もう一つの行為および認識主体が言語網の形成に影響を与えるが、他方、三人称の場合には神の前の現実を構成する諸項は神により明白に理解されているとおりに関連づけられることを可能にしている。実際に「われら」個々人が神の啓示を受領していると看做しても構わないが、それはイエス・キリストやモーセの石板ほどに明確に啓示されていないことは明らかである。

二「イエス・キリストの信」

神はナザレのイエスの信を嘉みし自らの信に対応することそれ故に自らが義であることをその信を媒介して明らかにしうると認可している(cf. Marc. 1:11)。かくして、イエスはその信が神に嘉みされ神に油注がれた者として「イエス・キリスト」という権威づけられた職名を伴う尊称を得た。預言者や王が神に油注がれて権威を与えられているが、「キリスト」はナザレのイエスそのひとだけを指示する固有名となる。この職名を伴う固有名「イエス・キリスト」の言語的振舞いは「キリスト」や

「イエス」単独の振る舞いとは異なり、決して行為主体として用いられない。³⁾パウロは神でもひとでもある存在者に一つの行為を帰属することができないと考えたと思われる。ここでは媒介の前置詞「介して (dia)」や「において (en)」が用いられ、神の行為のさらには人間による神との交わりの媒介者として用いられる (e.g. Rom. 5:1, 11, 7:25, 8:1, 39)。神の義は「イエス・キリストの信」を媒介にして啓示⁴⁾され⁵⁾ (e.g. 1Cor. 15:57, Gal. 1:1, 2:16)。

このような状況であるとするなら、論争的である「イエス・キリストの信」の属格の理解も解決されるであろう。一方、主格的属格の解釈は成り立たない。それはイエス・キリストが直接的な行為主体の位置に置かれることはないためであり、イエス・キリストが持つ信仰を媒介にするという理解は排除される。他方、目的属格の解釈つまり個々人が彼に対して持つ信仰は神の義の啓示の媒介になりえないため排除される。かくして、パウロが意図したのは神の義の啓示の媒介として用いられうる神の子イエス・キリストに帰属した神ないし神の子の信

という意味において帰属の属格が第一義的には理解されねばならない。この属性は「神の信」(三:二三)とナザレのイエスというひとりの完全なひとの信がその存在者において対応ないし合致したこと、それ故に神の子の信が出来事になったことを意味している。

この箇所二二節ではナザレのイエスの人間性を強調するさいに用いられる「イエスの信」(三:二六)ではなく神の義を媒介するイエス・キリストに帰属した信という意味で「イエス・キリストの信」と記すことは必然であった。というのも、イエスは自らの責任ある自由のなかで神の約束の言葉に信実であったが、「イエス・キリスト」は神により油注がれた者であり神の意志を体現している者として神とひとの媒介たりうると理解することができるからである。

神においては「(業の) 律法を離れ」(三:二二)、それよりも信に基づく義が心魂の根源的な事柄、基礎的なものであることを示している。というのも、信のもとにその他の一切の行為が基礎づけられうるからである。一方、その信が正義に適う業を生むでもあろうからであ

り、他方、信なしにも見かけ上正義に適う行為はなされるであろうが、信に秩序づけられない限りそれは偽り、不信義であるか、少なくとも心魂の根源からの安定した行為網は形成されえないであろうからである。この点、神の心魂と人間の心魂はその根源語において同様の振る舞いをする。信はこの意味で心魂の根源的な態度、態勢であり、パウロは信の根源性に訴えた議論を展開している。そして、そこでは業は何ら問題とされず、魂の根源的態勢としてのいわゆるルターの「信仰のみ (*sola fide*)」が問題になると言つてよい。換言すれば、「信仰のみ」とは神は人間の心魂の根源的態勢のみを問題にするということに他ならない。そしてこれはアンセルムスの「意志の真つ直ぐ (*rectitudo*)」に他ならない (*Cur Deus Homo*, II.1)。

この箇所は、「ローマ書」一章の主題の提示の展開であるが、そこでは「神の義は彼において「神の」信に基づき信に対し啓示されている。そのことはまさにこう書いてある、「信に基づく義人は生きるであろう」(一六・一七)と報告されている。²⁾ 神の預言者を通じての

約束がイエス・キリストの信において実現するなら、神は信であり、それゆえ義である。パウロが神の義と分離されない「イエス・キリストの信」を見つめて言葉を紡ぐ時、それは神の前の義人についての独立した言語網を構成する。そして三人称において形成され、神にそこに属すると看做されている者が誰であるかについてパウロはこの文脈において関知しない。それは「義」「贖い」「神の現臨の座 (*hilasterion*)」「今という好機」「イエスの信に基づく者を義とする」といった語を伴い、「イエス・キリストの信」をその中心に据えることで構成されている。この「信」は神の義の啓示の媒介になる信である以上、個々人が持つ「成長」や「強弱」が帰属する心的態勢、状態として通常「信仰」と訳される「信」とは異なるものを意味している (14: 1, Phil. 1: 25)。これはイエス・キリストにおいて成立した神と一人の人の信が対応ないし合致した出来事としての信であり神が自らの義の啓示の媒介として用いている。その「信」が「神の義」と分離されないと神が看做していることが報告されている。イエス・キリストに帰属する「信」を (πί) と表記し、人

間の心的態勢としての「信」を(33)と表記することにする。

三 「分離は存在しない」

パウロは神の義とイエス・キリストの信の間の「分離」(*diastole*: separation)「が存在しないことを二三節から二六節までの『その理由は……差し出したからである』の一文全体で説明している。神の義の啓示行為「明らかにされてしまっている」は二つの動詞つまり「差し出した」と「義とすることによって」によりその実質が開示されている。

二三節から二六節まで、イエスの信が神に嘉みされる仕方です行されたこの好機に、今や律法とは別に、神の義がイエス・キリストの信と分離されない仕方では明らかになったことが説明されている。神の義は今や律法とは分離され、到来した信を媒介とすることにより分離されないため、その受け手はもはや業の律法を為す者ではなく「信じるすべての者」である。彼らはイエス・キリストの信を媒介して神が義であることを知っており、また

義を受け取っている。業の律法に基づく神の義が啓示された場合には、「信じるすべての者」が啓示の対象になることはない。業の律法を遵守する者たちだけが神の義を知っており当然の報いとして義を受け取ると主張することが出来る。だが、「業の」律法を離れて「それとは別にそれとは分離されて、神の義が啓示されている。この信による神の義の啓示の差し向け手は信じるすべての者となる。なぜなら、神の義はそれを伝達する信とは分離されないものだからである。これは「信の律法」(二三・二七)の到来と言うことができる。

「キリスト・イエスにおける贖いを介してご自身の恩恵により無償で義を受け取る者たち」と語られるとき、贖いの無償性とは「キリストはわれらを律法の呪いから贖いだした(*eksēgorasen*)」(Gal 3:13)ということに他ならない。キリストは信に基づく義を成就したと神に看做されることにより、ひとを罪から義に贖いだす、ないし移行させるものとして、神はもはやひとに業に基づく義を求めることなく、信に基づく義だけを求めることができると思ふ。このことが福音において啓示された

のである、個々人の誰がどのように移行されたかは誰にもイエス・キリストにおいてほどには明白には啓示されてはいない。それ故に、この仲介者を媒介することは必須となる。人間的には、業は立派な人間にかなしえな誰でもあるうが、信は悔いた碎けた幼子の魂さへあれば誰でも持ちうるものであるが故に、誰でも贈りものとして義を受け取ることができる者となったと言うことができる。

このようにして、何故この短い個所で（一）「ご自身の義の知らしめに向けて」（二五、二六）、（二）「ご自身が義であることへと至る」（二五、二六）、（三）「ご自身の義の知らしめに帰結する」（二五、二六）と同様の表現が三度用いられているかその理由を理解することができ。神自身の義と媒介者の信との分離のなさの実質がこれらの表現を要求する。（一）は業の律法の適用を忍耐の故に控えてきたことから、新たな義の知らしめに向かったことを告知している。（二）は「イエスの信」に基づくと看做す者を義とすることによって、自ら義となるという信義の不可分離を表現している。そして（三）

は「その信を媒介にして」神がひとと見え自らの義を知らしめることが可能となり、双方の分離のなさの理由文の主動詞「差し出した」の目指すものとして提示されている。これは二三節以下の理由文の大枠を形成している。この信義の分離のなさがこの「今」（三：二一、二六）の好機を構成するものであった。

四 二種類の神の義

そうであるとすれば、ずっと神学者を悩ませていたこの箇所「神の義」は福音として新たに読むことができる。神はここで司法的に振舞っているのか。つまり、罪の贖いとは「同害報復」等律法に見られる等しさの回復に向けられて代償的な刑罰と理解すべきなのか、さらにはそれにより宇宙的な力としての罪に「身代金」を支払ったのか。さらに罪の贖いは神が自ら「犠牲」を供するものなのか、またそれは分配的正義の概念のもとに神がひととをそれにより正しい者と不義なる者として判別する、そのような審判を行使する能動的義なのかそれとも罪人が神から恩恵として賜る受動的義であるのかをめぐって

争われてきた。

これらの聖書学的、神学的問いに対し、これらの次元以前のものとして、構文論的、意味論的次元で或る程度応答でき、それらの解釈に制約を課することができる。能動的義とは、それにより神が人間の義か不義を審判する律法に基づく義であると言える。それには律法の遂行としての善行により自ら義であることにより獲得する人間の能動的義が対応する。受動的義とは人間の側から自らを罪人であると自覚し、神からその罪人に転嫁される或いは着せられ義と看做される義である。啓示の実質として「あらゆる者が罪を犯した」ことが報告されている。人間が業の律法に適う仕方ですら義であるその意味での能動的義すなわち人間の自己義認は排除されている。これは「律法を通じた「神による」罪の認識」(二三:二〇)があるからである。従って、「律法を離れた」神の義とは神の信に基づく義のこと、即ち神の信義のことを言っている。イエス・キリストにおいて「神は信実である」そしてそれ故に神は義である。そこでの神の義は一つの神の性質、属性であると言ってなんら問題はない。

ここでの啓示の行為主体は神であって、イエスでも聖霊でもないことは、誰もが同意するであろう。「業の律法」に対し「信の律法」(二三:二七)がここで機能していることも同意されるであろう。神の意志に対し人間的な次元における人間の行為を表現する場合には、端的に「業に基づく」(四:二)や「信に基づく」(三:三〇)と表現され「『の律法』は省略される (eg 9:30-32)。神はイエスにおいて人類に対する信を遂行した、そしてその信故に義であることを知らしめた。司法的な枠組みのなかでこの啓示行為がなされたかと言えば、そうではなく約束の成就や真実を語る等の信実の枠組でなされ、しかも従来業の律法という司法的な義をもイエスの信に基づく義の遂行により包摂したと言うべきであろう (十三:八)。

ここで啓示の行為主体は神であり、啓示の媒介的遂行者はナザレのイエスである。パウロはこの分離されない啓示の実質内容として神の人間認識を少なくとも十一報告している。そしてそこには何ら司法的なものは見出不いと言うことができる。

第一に、神は「ご自身の義の知らしめに帰結するその

信を媒介にして、彼自身の血における現臨の座として」において、ナザレのイエスが神に「信」の従順を「血における」死に至るまで貫いたと認識している。

第二に、神はこの「イエス・キリストの信を介し」自らの義を、いまや業の律法に基づく義とは別に、信に基づく義を知らしめることができる「好機」であると認識しそして知らしめている。

第三に、神はこの信に基づく自らの義の啓示は「律法と預言者により証言」されているものであると認識している。神はイエスの信の生涯が、アブラハムやイザヤにおいて約束し預言したことと成就であると認識している。

第四に、神はこの義の啓示の差し向け手が業の律法に基づく者ではなく、「信じるすべての者」であると認識している。

第五に、神は自らの義が律法とは分離されうるということ、またイエス・キリストの信と「分離がない」と認識している。このことは信に基づく神の義は分離されうる業に基づく神の義より神自身にとって根源的であることを含意している。

第六に、神は自らの前ですべての人間が罪を犯したとそして自らの栄光を受けるに足らないことを認識している。

第七に、神はすべての人間をその罪に対して「キリスト・イエスにおける贖い」として、「恩恵」により「贈りものとして」義とする対象であることを認識しまた意志している。

第八に、神はそれ以前に生じた諸々の罪に対して自らの忍耐において見逃してきたことを認識している、そしてそれは「諸々の罪の神の忍耐における見逃し故に」つまり慈悲故に業の律法の義の差し控えを含意している。神は業の律法のもとにおける矯正的正義の遂行を差し控えてきたこと、それ故に十全に自己の義を知らしめてこなかったことを認識している。

第九に、神は血におけるつまり死に至るまでのイエスの信を媒介して、これまでの義の知らしめの不足の償いができることと認識し、「自らの義の知らしめに向けて」知らしめの不足の解消として、イエス・キリストを「現臨の座」として信じる者に差し出ししている。

第一〇に、神はイエスを代わりに罰しているわけではなく、「贖い」とはイエスの信の遂行故に「イエスの信に基づく」と神に看做される者はその信故に罪から義に至らせることであると理解している、つまり神は贖いを「業の」律法を離れて、「罪と死の律法から」(八・二)、ないし「律法の呪いから」(Gal. 3:13)の「解放」、「贖いだし(買い取り)」として理解している。

第十一に、神は業の律法ではなくイエスの信に基づく者を「義としている」ことから、イエスの死にまで至る血におけるその信はその血を人類の罪の身代わりとして流したものであると各人に推論することを許している。神は自らの信に対応する信が人類において生起した以上、そしてその信を自らの義と分離しないものと見做している以上、誰であれ、イエスの信に基づく者を義とすることを含意するからである。

注

(1) ただし、「イエス・キリスト」は同一性を表現する「主である (*einai*)」の後に主格の関係代名詞 (*hos*) のもとに従属文が続く場合には動詞「神の知恵と」なる (*gignesthai*) や自己の尊厳意識「神と等しくあることに保持すべきことと」考えず (*hégēsaiō*) を伴うことがあるが、それは文の流れを損なわないためであり、関係代名詞により間接性は保持されている (1 Cor. 1:30, Phil. 2:6)。

(2) Ambrosiaster は「授ける神の信実から信頼するひとの信仰」(ex fide Dei promittentis in fidem hominis credentis) と解したことが報告されている。C.E.B Cranfield, *The Epistle to the Romans*, p.99 (Edinburgh 1975)。